

平成 29 年度 第 2 回 総合事業サービスワーキンググループにおけるご意見

10 月 11 日に開催した「総合事業サービスワーキンググループ」において、委員の皆様よりいただいた主な意見は以下の通り。

○居場所づくり型一般介護予防事業

箇所数の拡大と周知について

- ・箇所数の拡大には、事業の PR、会場の確保、活動のサポートが必要だと思う。
- ・市として、この事業の趣旨に合致する居場所の実践例などを紹介すれば、市民にも内容がよくわかって PR ができるのではないかな。
- ・各区の社協を通じて小さなボランティア団体がこの事業を知れば喜ばれるのではないかな。社協と連携してはどうか。
- ・空き教室など場所を指定して「ここでやりませんか。」といったやり方も考えられる。
- ・任意団体では、自宅を使って活動しているところが多いと思うが、事業としてしっかり実施するとなると、二の足を踏んでいる。そういうところに参加してもらえればより良いと思う。こういった活動を考えている団体を支援するのは、中間支援をしている法人などになるのだろうか。

○短期集中通所サービス

サービスが必要な方への周知について

- ・ある市では、アセスメントの段階で理学療法士等が関与し、このサービスが必要な方を誘導している。また、サービス利用後も地域の受け皿につないでいる。
- ・あんしんすこやかセンターや居宅介護支援事業所、デイサービス事業所への PR が必要。
- ・委託契約なので、受託事業者側で PR をすることはできず、あんしんすこやかセンターから利用者を受け入れるのみとなる。
- ・3 ヶ月で、自分のリスクに気づいてもらうことはできると思うが、その後日常生活に戻ると、元の状態に戻ってしまう人も多いのではないかなと思う。3 ヶ月実施した後には近所にある通いの場等につなげることが重要。
- ・居宅介護支援事業所にケアマネジメントを委託している場合は、この短期集中通所サービスを利用するとなると、あんしんすこやかセンターがケアマネジメントを実施しないといけなないので、関係性ができていても担当者が変わったり、契約手続等を一からやり直したりすることになり、課題とを感じる。

○地域拠点型一般介護予防事業

事業者の確保（全小学校区での実施）について

- ・空白地域で実施するには、その地域とのつながりがなければ利用者の確保が難しい。NPO 等が育ってきているところもあるので、そういった団体と地域をつなぐことができれば、実施できるのではないかな。
- ・地域ケア会議や協議体には地域に根付いた団体が参加していることが多く、そこで周知を行うことで、新たな拠点にもつながるのではないかな。
- ・開催場所の確保が難しいので、利用できそうな場所を紹介する等支援が必要。

○生活支援訪問サービス

訪問型サービスの対象者について

- ・平成 29 年度は円滑な移行のため、総合事業移行前から訪問介護を利用されている方は利用の継続が必要な場合は介護予防訪問サービスを利用いただける取扱いをしていたが、平成 30 年 4 月以降は、ケアプランの見直し時にアセスメントの中で、状態像等をもとに必要なサービスを判断するという事務局案について、了解する。
 - ・生活支援訪問サービスが増える方向かと思うが、人材確保の面から難しくはないか。
- （事務局）「地域においてサービス提供事業者が確保できない場合は、当分の間、介護予防訪問サービスをご利用いただくことが可能」という取扱いを来年度は残した上で、研修修了者と事業者のマッチングを進めて、利用の拡大と提供事業者の拡大の両輪がうまく回るように実施していきたい。

○介護予防通所サービス

サービス内容に応じた利用者負担について

- ・サービスの報酬は本来トータルで決まっているものであり、見直しは時期尚早ではないか。報酬ダウンになると事業所として受けることが難しくなってしまう。
 - ・そもそも予防給付が始まった頃から、介護予防の通所介護はレスパイトとしての機能はなく、短時間での効果的な介護予防のサービスも考えられるという前提があるはず。平成 27 年度のワーキンググループでの議論では、報酬を維持して、現行相当サービスの内容をしっかりとやっていくということだったと思うが、なぜ考え方が変わったのか疑問に感じる。入浴や送迎は無しで、短時間の介護予防に向けた取り組みをするということであれば、現行相当サービスの報酬を見直すことよりも、基準緩和サービスも含めて考える必要があるのではないか。
- （事務局）サービス内容に応じた利用者負担とすることで、利用者が使いやすい料金設定としたい。また、あわせて介護予防・自立支援に力を入れている事業所をどう評価するかも、ご意見を聞きながら検討していきたい。
- ・確かに事業者側の立場からは、通所介護の報酬単価は非常に重要で、利用者にとっても利用できる事業者が減るのはよくない。ただ、週 1 回利用のままなのに要支援 1 から要支援 2 になって自己負担が苦しいという声も聞いている。
 - ・利用者の立場からは、利用回数や利用時間に応じて納得できる負担を考えることが必要だと思うが、送迎の利用の有無での区分は、ほとんどの方が送迎を利用している現状からすると、あまり意味がないのではないか
 - ・事務局案の「①週あたりの利用回数に応じた区分を設ける」と「④短時間利用した場合の料金を設ける」であれば、事業所の体制を大きく変更することなく対応できるかと思うので、考えていけばよいのではないか。